

沓岐市農業委員会定例会（令和３年５月）

議 事 録

1. 開催日時 令和３年５月２５日（火） 午前１０時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 大会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員長 外 農業委員 １６名
4. 欠席委員 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
 - 第２．議案第２５号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 議案第２６号 農地法第４条の規定による許可申請について
 - 議案第２７号 農地法第５条の規定による許可申請について
 - 議案第２８号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第２９号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第３０号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について

7. その他

事務局

皆さん改めましてお早うございます。

開会前に議案が一部誤っておりましたので、差し替え分の議案を本日配付致しておりますので、差し替えられるなり、訂正されるかをお願い致します。

訂正箇所は１頁の１８番、理由欄の下線部分３か所と８頁の６番、備考欄の下線部分１箇所となっております。ご迷惑をおかけ致しました。

それから、定例会終了後、研修会を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いでありましたので、只今より令和３年５月の農業委員会の総会を開催致します。

本日は、・ ・ 委員さん、・ ・ 委員さんから欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１９名中１７名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速これより、議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・・・委員、・・・委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が5件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用也没有ありません。

それから、5件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

17番 土地の所在

勝本町仲触 字二反田 ・・・・ 地目 田 面積 795㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が13,873㎡、畑が8,836㎡、計22,709㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具は、トラクター、田植機、稲刈り機、ハーベスター、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人40年、第30年です。

通作距離は、1.3km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月21日に・・・委員さんと、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。事務局と21日に現地を確認致しました。

申請地の横に譲り受け人の農地がありますので、購入後は水稻、飼料を作付けるといふ事でございますので、何ら問題はないと思いますが、ご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号17番は決定いたします。

続きまして、18番の説明を求めます。

事務局 はい、18番 土地の所在

芦辺町中野郷本村触 字中原 ・・・・ 地目 畑 面積 581㎡

譲渡人、・・・

譲受人、・・・

経営地は、田が7,358㎡、畑が930㎡、計 8,288㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により譲渡する。

譲受人 譲り受けて、農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に飼料の作付け・アスパラガスの栽培です。農機具はトラクター、タイヤショベル、ディスクモアー、2t車、軽トラを所有しております。農作業暦は本人、妻共に18年です。

通作距離は、100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、アスパラガスを栽培する計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。只今、事務局より説明がありました通り5月21日に現地確認を行いました。申請地を認定農業者の・・・さんが購入されて、隣接する自己所有地と一帯でハウスを建てられてアスパラ栽培を行うという事でございます。

何ら問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号18番は決定いたします。

続きまして、19番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。19番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触字山水	・・・	地目	田	面積	8 2 2 m ²
-------------	-----	----	---	----	----------------------

同じく	・・・	地目	田	面積	1, 1 5 5 m ²
-----	-----	----	---	----	-------------------------

同じく	・・・	地目	田	面積	6 3 7 m ²
-----	-----	----	---	----	----------------------

同じく	・・・	地目	田	面積	6 5 7 m ²
-----	-----	----	---	----	----------------------

同じく	・・・	地目	田	面積	1, 3 1 0 m ²
-----	-----	----	---	----	-------------------------

計 田が5筆で4, 5 8 1 m²

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が21, 6 9 4 m²、畑が6, 6 5 9 m²、計28, 3 5 3 m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付け、メロンの栽培です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、ユンボ、軽トラを所有してあります。

農作業暦は本人、40年、子2年です。通作距離は1.7 km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月21日に・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 引き続き補足説明を致します。事務局の説明の通り5月21日に現地確認を行いました。

今回、認定農業者であります・・・さんが申請地を購入されて、水稻・飼料を作付けるという事でございます。

何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号19番は決定いたします。

続きまして、20番の説明を求めます。

事務局 はい、20番 土地の所在

芦辺町住吉山信触 字長崎 ・・・・ 地目 畑 面積 1,097㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が24,132㎡、畑が9,409㎡、計33,541㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住により管理が困難なため、売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて牛の飼料を作る。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻、飼料の作付けとイチゴ栽培です。農機具は、トラクター、ヘイベラー、タイヤショベル、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人、妻共に15年、父母共に30年です。通作距離は2.8km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への

影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。

事務局よりご説明があったとおり5月21日に現地確認を致しました。

申請農地に・・・さんが飼料を作付けするという事であります。

申請農地に行く為には譲渡人の宅地の一部を通らなければなりません、その事には承諾されてありますので問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号20番は決定いたします。

続きまして、21番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。21番 土地の所在

芦辺町箱崎谷江触字片坂・・・・地目 田 面積 2, 7 4 5 m²

芦辺町箱崎谷江触字初尾・・・・地目 畑 面積 1, 3 3 4 m²

芦辺町箱崎谷江触字飛石・・・・地目 畑 面積 2, 1 6 2 m²

芦辺町箱崎谷江触字根月・・・・地目 田 面積 7 5 0 m²

同じく・・・・地目 田 面積 2 6 0 m²

田が3筆で3, 7 5 5 m² 畑が2筆で3, 4 9 6 m² 計5筆で7, 2 5 1 m²

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、畑が3, 2 4 7 m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人へ生前贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は、主に水稻の作付け、メロンの栽培です。農機具は、トラクター、草刈り機、軽トラを所有してあります。田植え機、コンバインは共同のものを利用されてあります。農作業暦は本人40年、妻10年、子3年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・でございます。・・・から・・・を一寸説明しますが、3、4年前に常務になりまして農業に性根が入りましてニンニクとか玉ねぎを本人の農地に3反程作っております。そして朝早くから性根が入り過ぎてトラクターを動かすものだから周りがうるさくて本人がそういう事で農業にかなり従事しておりますので、皆様方のご審議を宜しくお願い申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号21番は決定いたします。

続きまして、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願い致します。議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

3番 土地の所在

郷ノ浦町若松触 字原・・・・・・ 地目 田 面積 1,852㎡

転用目的 農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 肉用牛繁殖経営の増頭を図るには、既設の牛舎では狭いため、自宅及び既設牛舎に隣接する申請地に新たな牛舎を整備したいので申請します。というものです。

農振農用地区域内の農地で農地の区分の変更が県の同意を得て令和3年5月13日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。用途区分の変更時（令和3年4月20日）に・・・委員さん申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

- ・・委員 皆さんお早うございます。只今事務局から説明がありました通りです。３月からずーと建築に向けて色々申請が続いておりますけども、昨日一応状況を聞きに自宅の方に牛舎もそこに建つ訳ですけども、お伺いして話を聞きました。現在は早い時期の建設許可待ちという事で、本人ももやもやされております。後ろが丁度岳の辻の下になるものですから排水に問題がありまして、その為の工事を若干田んぼにかからない程度に今、やっているという話を聞きました。一日も早い自分の牛を持って餌をやりたいというような本人の希望でしたので、皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第２６号３番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第２７号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、８頁をお願いします。

議案第２７号「農地法第５条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

５番 土地の所在

芦辺町諸吉二亦触字寒之木 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 ８４㎡

転用目的 一般個人住宅

貸付人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

借受人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 現在、両親と同居をしていますが、子供の誕生、成長により手狭になってきたため、申請地を借り受けて居宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、使用貸借権です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和３年１月８日に完了を致しております。農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第２種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は９頁から１１頁です。農用地区域除外の折（令和２年１０月２０日）に、・・委員さんと借受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・です。

今、事務局の方から説明があった通りで昨年の１０月の定例会の折に農用地区域の除外申請の議案につきまして、皆さんよりご承認を頂いた案件でござい

ます。

本人に5月16日に電話で確認致しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありましたので、皆様方のご審議をよろしく願います。この許可が下りない限り先には進めないと言っておられました。

皆さんよろしく願います。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第27号5番は意見を付して進達致します。

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局

はい、6番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 字丸尾 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 241㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 現在、借家住まいのため、父が所有する申請地に居宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農振地域外の農地で農地の区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は12頁から14頁です。5月21日に、・ ・ 委員さんと譲受人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員

議長。

議長

はい、・ ・ 委員。

・ ・ 委員

担当の・ ・ でございます。内容的には今、事務局から説明がありました通りでございますけど、長男さんは親と一緒に同居をされておりますけど、これは次男さんの申請でございます。父親が志半ばで倒れまして近くにいて農業の加勢をしたいという事でございますので、ここに図にはまだ家が建っているようでございますけど、これも解いて更地にしておりました。ここに今、湯ノ本の方に借地しておりますので、ここに、こじんまりした家を建てて在所の近くで一緒に農業を協力したいというふうに申しておりました。

そういう事で、皆様ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第27号6番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第28号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第29号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程い

たしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第28号と議案第29号は一括して説明させていただきます。15頁をお願い致します。

議案第28号 「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

16頁の令和3年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度15頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田、新規が3筆で3,510㎡、10年間の田、新規が10筆で10,396㎡、畑、新規が1筆で1,075㎡、賃貸借権設定の合計が14筆で14,981㎡です。使用貸借権設定の5年間の田、新規が2筆で2,076㎡、10年間の田、新規が1筆で2,306㎡、使用貸借権設定の合計が3筆で4,382㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、17頁をお願い致します。議案第29号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。18頁の令和3年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度17頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請によりまして、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第28号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第28号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありまして。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第28号と議案第29号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第30号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、19頁をお願い致します。議案第30号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。

耕作者の変更になります。

既に農地中間管理機構が借り受けている農地

1番 壱岐市勝本町本宮西触 字鈴木田 ・ ・ ・ ・ 地目 田
面積 312㎡

配分計画の変更内容

変更前住所氏名 壱岐市勝本町本宮西触1570番地2
・ ・ ・ ・ ・

変更後住所氏名 壱岐市勝本町本宮仲触617番地2
・ ・ ・ ・ ・

変更前契約期間 平成29年 7月10日～令和 9年 7月 9日まで
変更後契約期間 令和 3年 7月10日～令和 9年 7月 9日まで
に変更となります。

2番 壱岐市勝本町本宮西触 字鈴木田 ・ ・ ・ ・ 地目 田
面積 257㎡

変更前住所氏名 壱岐市勝本町本宮西触1570番地2
・ ・ ・ ・ ・

変更後住所氏名 壱岐市勝本町本宮仲触617番地2
・ ・ ・ ・ ・

変更前契約期間 平成29年 7月10日～令和 9年 7月 9日まで
変更後契約期間 令和 3年 7月10日～令和 9年 7月 9日まで
に変更となります。

この計画変更（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり
ます。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議な
いようですので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。その旨回答い
たします。

続きまして、その他の件をお願いします

事務局

①6月の定例会の日程 令和3年6月25日（金）10時～

②令和3年度農業委員会活動における重点活動の取り組み目標数値の説明

③壱岐市の農業振興に向けた活動強化の研修会の件

④研修会の活動記録簿の記入要領の説明

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。